

障企発 0331 第 6 号
平成 29 年 3 月 31 日

各都道府県障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長
(公印省略)

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の全部改正について（通知）

日頃より障害保健福祉行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。
さて、本日付で告示された、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の全部改正する件（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）につきまして、別添のとおり定めましたので、管内市町村等に対して周知徹底を図るとともに、第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画の作成に当たりご配慮のほど、よろしくお願い申し上げます。

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部改正について（概要）

1 告示の趣旨

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号。以下「基本指針」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 87 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）第 33 条の 19 第 1 項の規定に基づき、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針を定めるものである。

現行の基本指針は、市町村及び都道府県が平成 27 年度から平成 29 年度までの第 4 期障害福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を定めているところである。

今般、直近の障害者施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が平成 30 年度から平成 32 年度までの第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」として定めるものである。

2 主な改正内容

（1） 地域共生社会の実現のための規定の整備【基本指針第一の一の 4 関連】

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けた取組等を計画的に推進することを定める。

（2） 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【基本指針第一の一の 3 関連】

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをできるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築について定める。

（3） 障害児支援の提供体制の計画的な整備【基本指針第一の一の 5、第一

の四, 第二の五, 第三の一の4, 第三の二の4 (二) 関連】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号。以下「改正法」という。）により、児童福祉法に障害児福祉計画の策定が義務づけられたこと等を踏まえ、以下の柱を盛り込み、障害児支援の提供体制の確保に関する事項等を新たに定める。

①地域支援体制の構築

②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

③地域社会への参加・包容の推進

④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

⑤障害児相談支援の提供体制の確保

(4) 発達障害者支援の一層の充実【基本指針第一の三の3, 第一の三の4関連】

発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第64号）の施行を踏まえ、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者支援地域協議会の設置の重要性等について定める。

(5) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定【基本指針第二関連】

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の高齢化、重度化を踏まえ、

・平成28年度末時点における施設入所者の9%以上を平成32年度末までに地域生活へ移行するとともに、

・平成32年度末時点における福祉施設入所者を、平成28年度末時点から2%以上削減すること

を基本とする。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「これから的精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の議論を踏まえ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、成果目標を次のとおり設定する。

・平成32年度末までに、全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。なお、都道府県ごとにも協議の場を設置することが望ましい。

- ・平成 32 年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。
- ・都道府県は、平成 32 年度末の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・都道府県は、平成 32 年度末における入院後 3 ヶ月時点、入院後 6 ヶ月時点及び入院後 1 年時点の退院率の目標値を、それぞれ 69% 以上、84% 以上及び 90% 以上として設定することを基本とする。

③ 地域生活支援拠点等の整備

市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、平成 32 年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とする。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・平成 32 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上にすることを基本とする。
- ・平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末実績から 2 割以上増加することを目指す。
- ・就労移行率 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。
- ・各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率を 80% 以上とすることを基本とする。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 力所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発

達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、重症心身障害児の支援には専門性を必要とすること等から、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

- ・平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上で、圏域での設置であっても差し支えない。

(5) その他

- ・都道府県や難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行うこと等により、難病患者等の障害福祉サービス等の活用が促されるようすること等について定める。【基本指針第一の一の2関連】
- ・高次脳機能障害について、協議会において高次脳機能障害支援拠点等の専門機関との連携を確保することが必要であることや、高次脳機能障害を有する障害児に対して、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る必要があること等について定める。【基本指針第一の三の4、第一の四の4（3）、第三の三の4（1）関連】
- ・相談支援体制の構築について、障害者等への相談支援の質の向上を図るため、基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対し、都道府県は設置に向けた積極的な働きかけを行うこと、同センターに相談支援に関して指導的役割を担う人材を計画的に確保すること等について定める。【基本指針第一の三の1関連】
- ・障害者等が安心して地域に住むことができるよう、都道府県及び市町村においては、協議会と居住支援協議会との連携に努めることが求められることについて定める。【基本指針第一の三の4関連】
- ・就労移行支援事業の利用者数については、サービス等利用計画案を踏まえて、暫定支給決定期間を設定し、利用者の最終的な意向確認をしたものに限られることに留意して行うことについて定める。【基本指針第二の四関連】
- ・都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて把握し、利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、保育

所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を行うことについて定める。【基本指針第三の一の4】

- ・活動指標については、より高い頻度で障害種別ごとに実績を把握し、設定した見込量等の達成状況等の分析及び評価を行うことについて定める。【基本指針第三の一の8関連】
- ・障害児入所支援等から障害福祉サービスへの支援の移行について、指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みや市町村と都道府県の連携について定める。【基本指針第三の二の2（一）、第三の三の3関連】
- ・地域生活支援拠点等の整備について、第四期障害福祉計画の期間中に地域生活支援拠点等の整備を行わなかった市町村又は圏域においては、既に整備が進んでいる地域の事例等も参考とし、地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、積極的な整備に努める必要があること等について定める。【基本指針第三の二の2（三）、第三の三の2（三）関連】
- ・都道府県において、障害者等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、サービス管理責任者養成研修等の各種研修を十分に実施すること等について定める。【基本指針第三の三の4（一）関連】
- ・改正法により障害福祉サービス等の情報公表制度が創設されることを踏まえ、都道府県において、事業者に対して当該制度の周知を図るとともに、利活用しやすい仕組み作りや普及及び啓発に向けた取組を実施すること等について定める。【基本指針第三の三の4（二）関連】
- ・障害者虐待の防止対策の推進を図る観点から、都道府県及び市町村において、相談支援専門員やサービス管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及び養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見と通報を行うことを求めること等について定める。【基本指針第四の一関連】
- ・意思決定支援の質の向上を図るため、都道府県において、ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対する普及を図るよう努めること等について定める。【基本指針第四の二関連】
- ・障害者の社会参加を促進する観点から、都道府県や市町村において、国との連携を図りながら、障害者の芸術文化活動の振興を図ること等について定める。【基本指針第四の三関連】
- ・平成28年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する

る法律（平成 25 年法律 65 号）を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向けて、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除くことの重要性等について定める。【基本指針第四の四関連】

- ・障害福祉サービス事業所等において、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることや、権利擁護の観点を含めた職員への研修を充実することの必要性等について定める。【基本指針第四の五関連】
- ・活動指標について、就労定着支援、自立生活援助、障害児関係、発達障害関係について、新たに定める。【基本指針別表第一関連】
- ・活動指標に係る勘案事項に、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に係るサービス利用について、定める。【基本指針別表第一関連】
- ・福祉施設から一般就労への移行等に係る活動指標について、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みや福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込み等について定める。【基本指針別表第一の一関連】
- ・共同生活援助の利用者数の見込みを設定する際には、より正確に利用者数を見込むため、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数やグループホームから退所する者の数についても勘案事項に含めることについて定める。【基本指針別表第一の四関連】